

燃やすごみ専用指定袋の導入について

現在、本市の「可燃ごみ」においては、新治地方広域事務組合認定のごみ袋が販売流通しているものの、透明または半透明の袋での排出も可としているため、それを使用している市民の割合は高くはない状況となっている。また、適切でない袋等によるごみの排出なども見られる他、地域外からのごみも持ち込まれやすい状況にある。これらの理由から、排出する袋を統一して指定とすることにより、「可燃ごみ」の減量化等を図ろうとするもの。

1. 導入の目的

- ①ごみの減量化・資源化等に対する市民意識のさらなる向上を図り、排出物の削減を目指すこと。
- ②地域外からのごみの流入防止や不法投棄防止を図り、排出物の増加を抑制すること。
- ③適切でない袋等によるごみ出しを防止し、リサイクルできる資源物や不燃物等の混入の防止を強化して分別を促進すること。

2. 対象とするごみの種類

可燃ごみ（45ℓ、30ℓ、20ℓの3種類の指定袋。現在、仕様並びにデザインを検討中）

3. 販売方法

市が設定した仕様により認定を受けた製造業者がごみ袋を作成し、販売店が市場価格で販売する。（これまでの新治地方広域事務組合認定の袋と同様の流通形態）

4. 販売店

スーパーやコンビニエンスストア、ドラッグストア、ホームセンター、地域の小

売店等へ販売の協力を求めている。

5. 価格等

(1) 近隣市町村の状況

近隣市町村の実施状況並びに袋の価格（45ℓ）は次のとおり。

① 条例に基づく手数料方式（価格は統一）

- ・土浦市 可燃ごみ専用 50 円/枚
- ・小美玉市 可燃ごみ専用 20 円/枚
- ・茨城町 可燃ごみ専用 20 円/枚
- ・石岡市 可燃ごみ専用 15 円/枚

② 市場価格方式（価格は統一されない）

- ・つくば市
- ・常総地方広域市町村圏事務組合（常総市、取手市、守谷市、つくばみらい市）

(2) 現在の新治地方広域事務組合認定の袋の価格について

平成8年度に新治地方広域事務組合が認定したごみ袋については、市内等の販売店が自由価格を設定し販売しているもので、独自調査（2020年1月現在）の結果、平均価格は次のとおり。

- ・スーパー、ドラッグストアの平均価格 15.0円（税込）
（調査した15店舗のうち、販売が確認された10店舗の平均）
- ・コンビニエンスストアの平均価格 16.4円（税込）
（調査した11店舗のうち、販売が確認された6店舗の平均）

(3) 今回導入しようとする専用指定袋の価格について

市場価格方式とし、通常市販されている袋と同様、市が袋の販売価格を定めるのではなく、それぞれの販売店が独自に定める価格（市場価格）での販売を想定。

6. 今後の予定

- | | | |
|------|-----|------------------------------------|
| 令和3年 | 4月 | 住民への周知（広報誌、HP等）
行政区へ通知 |
| | 4月 | 製造業者の募集開始（応募に応じて認定・製造）
協力販売店の募集 |
| | 8月頃 | 販売店にて販売開始
住民への周知・啓発（広報誌・HP等） |
| | 10月 | 専用指定袋にてごみ収集開始
（3ヵ月間を試行期間とする） |
| 令和4年 | 1月 | 完全実施 |